資料編

消防法(昭和23年法律第186号)(抄)

第1章 総則

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災 から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による 傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するこ とを目的とする。

第7章の2 救急業務

- 第35条の5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者(第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。)の搬送(以下この章において「傷病者の搬送」という。)及び医療機関による当該傷病者の受入れ(以下この章において「傷病者の受入れ」という。)の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準(以下この章において「実施基準」という。)を定めなければならない。
- 2 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 傷病者の心身等の状況(以下この項において「傷病者の状況」という。)に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - 二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機 関の名称
 - 三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - 四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - 五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するため の基準
 - 六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県 が必要と認める事項
- 3 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法 (昭和23年法律第205号)第3 0条の4第1項 に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- 4 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第35条の8第1項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、実施基準の変更について準用する。
- 第35条の6 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に 関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 第35条の7 消防機関は、傷病者の搬送に当たつては、実施基準を遵守しなければならない。
- 2 医療機関は、傷病者の受入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。
- 第35条の8 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 消防機関の職員
 - 二 医療機関の管理者又はその指定する医師
 - 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
 - 四 都道府県の職員
 - 五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、 説明その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

消 防 法 ወ 얆 を改 Œ する 法 律 案 に対 す る附 帯 决

薉

府 は、 本 法 施 行 に当 次 **0**) 事 にっ ķ, 7 + 分配 愈すべ ~ あ る

衆 平

議 成

院二

器十

委 年 員 四

会 月

+

t

日

務

政 たり、 頂 ŧ

のが 提 都 黄 苗 、 府市 財県圏 を Ø) そ区中 の矮心 他をに 越救 援え急 助た 擬 を 広送 近域的ないない。 なり 都 連 的 道携に 府に行県十わ 分れ 配て 調慮い L る た 現 実 状 国ること となん もが の み と ` と ` な都 る道 よ府 う 県 、が 必策 要定 なに応じ、情ななする実施基準 報準

言 Ø) Ø) 整 ě

不 受 足 入 と関療 政 機 措 関 置 選 の 定 不 囲 十 難 分事 さ楽 とや い 救 う念 問般 題送 が長 あ時 る間 こ化 と事 を 案 銘 が 発 し、生 、早る桜 は、そには には、 (J) 改教 善 急医 K 取療 ŋ り紅携 tr わ Ξ Ğ と、医 師

務 に救 係 急 ð 胀 财 送 政体 措 涉 置が の必 充ず 実に し ŧ 努めるこ 救 急 出 場 と件 数 0 増 加 K 対 応 l Ł ŧ Ø ٤ IÇ. -> Ţ ķ× な ķγ <u>}-</u> とを踏 ま ž 救急業

58

等

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参 議 院 総 務 委 員 会平成二十一年四月二十三日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

の一層の整備を図ること。 たっては、救急業務全体に関し実効性ある機能を果たすことができるよう、メディカルコントロール体制二、救急搬送・受入れに関する協議会の設置に関し、既存のメディカルコントロール協議会を活用するに当 必要に応じ、情報の提供、助言その他の援助を行うこと。いては、都道府県間の調整が図られ、区域を越えた広域的な連携に十分配慮した実効的なものとなるよう、「、大都市圏を中心に救急搬送が広域的に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準につ

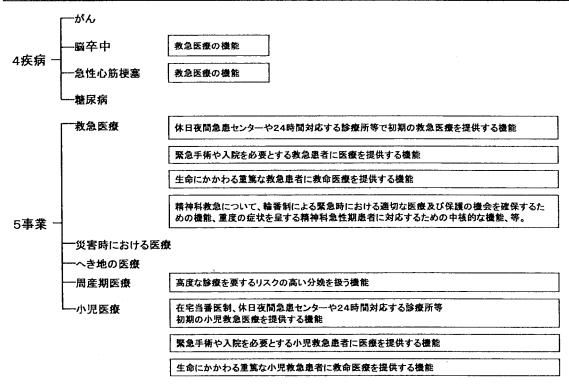
の改善に取り組むこと。 急医療に携わる医師、看護師等の不足及び財政措置の不十分さという問題があることに留意し、早急にそ三、受入医療機関の選定に困難を伴う事案や救急搬送に長時間を要する事案が多発する根本原因として、救

び一層の高度化を推進する観点から、救急隊員等の人員を確保するとともに、教育の更なる充実に努めるとなっていないことを踏まえ、救急業務に係る財政措置を拡充すること。また、救急業務の確実な実施及1、消防職員が不足している中、救急出場件数の増加に対する救急搬送体制が必ずしも十分に対応したもの

右決議する。

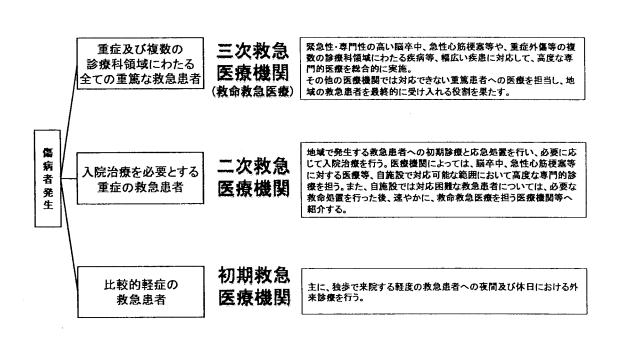
医療計画関連資料

医療計画において明示される救急医療に関する機能



「医療提供体制の確保に関する基本方針」(厚生労働省告示)

医療計画における救急医療提供体制



参考:「疾病又は事業ごとの医療体制について」(厚生労働省医政局指導課長通知)

周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書(抄) ~周産期救急医療における「安心」と「安全」の確保に向けて~ (厚生労働省・平成21年3月4日)

<概要>

- ◆ 救急患者搬送体制の整備
 - ・ 救急患者の病態に応じた搬送・受入基準を作成
 - 重症患者に対応する医療機関を定め、地域の実情に応じた受入迅速化、円滑化の方策を検討・実施
 - ・ 県境を越えた医療機関との救急搬送ネットワークを構築
- ◆ 搬送コーディネーター配置等による救急医療情報システムの整備
 - ・ 情報通信技術の活用等により周産期救急情報システムを改良
 - ・ 搬送コーディネーターを地域の中核医療機関又は情報センター等に配置
- ◆ 地域住民の理解と協力の確保
 - 地域住民への情報公開
 - ・ 地域住民の啓発活動 住民主催の勉強会の開催など地域住民による主体的な取り組みを支援し、 住民とともに地域の周産期医療を守っていくことが重要。
- ◆ 対策の効果の検証と改良サイクルの構築
 - ・ 搬送先決定までの時間等のデータを収集し、地域ごとの実績を定期的に公表
 - ・ 周産期救急医療を救急医療対策の中に位置づけるよう、医療計画に関する 基本方針を改正

<本文>

4 救急患者搬送体制の整備

(1) 母体搬送体制

母体搬送には、妊産婦救急のための搬送と胎児及び出生後の新生児の治療のための搬送がある。特に母体救命救急に対しては、病態に応じた搬送体制の整備が急がれ、以下の対応が求められる。

- ・ 専門家が医学的見地から十分に検討した上で、<u>救急患者の病態に応じた搬送基準を作成</u>する。同時に施設間転送と救急隊による直接搬送それぞれについての手順を定める。
- ・ 周産期母子医療センターは、上記の基準に照らして<u>救急患者の病態に応じ</u> た受入基準を作成するとともに、対応可能な病態を公表する。
- ・ 周産期母子医療センターは、自院の体制を踏まえ、救急患者の受入れが円滑にできるよう関連診療科と綿密に協議し、連携を図る。

- ・ 脳神経外科等の関連診療科を有しない周産期母子医療センターについては、 近隣の救命救急センター等といつでも連携できる体制を整える。
- ・ 都道府県は、周産期医療協議会、救急医療対策協議会やメディカルコントロール協議会といった医療関係者や消防関係者が集まる協議会等を活用し、周産期に関連する救急患者の受入先の選定、調整及び情報提供のあり方等を検討する。消防機関の搬送と病院前救護の質向上のためには、メディカルコントロール体制の確保が重要であり、メディカルコントロール協議会に周産期医療関係者も参画するなど、メディカルコントロール協議会においては周産期医療との連携に十分配慮する。
- 都道府県は、救急患者の搬送及び受入基準の運用にあたり、必要に応じて、 重症患者に対応する医療機関を定める等、地域の実情に応じた受入の迅速化、 円滑化の方策を検討し、実施するとともに、そのために必要な医療機関に対 する支援策を行う。

(2)新生児搬送体制

NICUのない施設や自宅で出生に至った低出生体重児などを搬送する新生児搬送体制についても整備を強化する。また、新生児の迎え搬送、三角搬送、戻り搬送などを担う医師等の活動を適正に評価する。都道府県が主体となって新生児搬送や母体搬送に対応できるドクターカーを備え、併せて運転手、搬送担当医師及び看護師を確保する。その場合、ドクターカーの設置施設及び搬送の具体的な運用等については都道府県の周産期医療協議会で検討する。

(3) 広域搬送体制

地域の必要性に応じて、<u>県境を越えた医療機関及び救急隊との救急搬送ネッ</u>トワークを構築する。

関係する都道府県及び周産期母子医療センター、周産期救急情報システムの 役割については周産期医療対策事業の見直しの中で、明確にする。

広域搬送に際しては、救急医療用へリコプターや消防防災へリコプター等を活用した搬送体制を検討する。更に、県境を越えた搬送症例においては、家族の利便性の観点から、また母親が児に接する機会を増加させる意味でも戻り搬送の必要性は高く、これに対する体制整備を推進する。

(4) 戻り搬送

総合周産期母子医療センターが受け入れた妊産婦及び新生児を、状態が改善し搬送元医療機関での受入が可能になった時に、搬送元医療機関等に搬送する体制(戻り搬送)を促進する。この時、病院及び家族の経済的負担を軽減するための対策等も検討する。

下線は本検討会事務局により加筆

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0305-7.html

重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会中間取りまとめ(抄) (厚生労働省・平成21年7月8日)

1 小児救急患者の搬送と受入体制の整備について

小児科医を構成員に含む協議会を都道府県に設置して、小児救急患者の搬送及び受入れの実施基準を定める必要がある。その実施基準の中で、消防機関が小児救急患者の緊急度や状況を確認するための基準を策定する必要がある。

小児救急患者の受入体制について、医療計画の中に明示し、住民にわかりやすく伝える必要がある。

2 小児の救命救急医療を担う救命救急センターの整備について 救命救急センターの実施要綱における小児救急専門病床の要件について は、本検討会での議論に基づいた見直しが必要である。

また、小児の救命救急医療を担う救命救急センターにおける医療の質の確保や実績の評価については、今後関連する情報を集め、専門家による検討が必要となるとともに、そのような機能や評価に応じた適切な支援が求められる。

- 3 小児の救命救急医療を担う小児専門病院・中核病院等の整備について 小児の救命救急医療を担う小児専門病院・中核病院等については、従来の救命 救急センターの小児救命救急部門と同等の機能を有する「小児救命救急センター (仮称)」として、必要な支援を行っていく必要がある。
- 4 小児集中治療室の整備について

小児集中治療室については、財政的支援が充分でないことを一因として整備が進んでいない状況にあり、今後は、整備を推進するための支援の充実が必要である。

今後は、小児の救命救急医療体制の中で集中治療室が受け皿として普及することが求められており、そのためには、小児の集中治療を担う医師の確保・養成が必要である。また、小児集中治療室に必要とされる小児科医、麻酔科医や専門とする看護師の要件等について、前出の「小児集中治療室設置のための指針」を参考に、質の確保と量の拡充の視点から、更なる研究を行う必要がある。さらに、各地域において、小児集中治療室を整備する医療機関や必要な病床規模について、地域の実情に応じて実現に向けた検討をしていく必要がある。

下線は本検討会事務局により加筆

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/s0708-3.html

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」(抄)(厚生労働省・平成21年9月24日)

- (3) 改革の具体像
- ①地域生活を支える医療機能の充実・強化
- ア 精神科救急医療体制の確保
 - 地域の実情を踏まえつつどの地域でも適切な精神医療を受けられる体制の 確保を図る観点から、都道府県による精神科救急医療体制の確保等について、 制度上位置付けるべきである。
 - 精神科救急医療システムの基礎的な機能について、都道府県等がモニタリングを行い、適切にシステムを運用できるよう、国が指標を設定し評価を行うとともに、都道府県等が基礎的な機能を超えた優れたシステムを構築する際にも、財政的な支援の充実を図るべきである。
 - 〇 精神科救急情報センターが、精神科救急と一般救急との連携・調整や、精神・ 身体合併症患者の紹介の機能を果たすよう、機能強化及び医療関係者への周 知を図るべきである。
 - <u>都道府県において救急患者の搬送・受入ルールを策定することとする消防法</u> <u>の改正(平成 21 年)が行われたことを踏まえ、当該ルールにおいて、精神・</u> <u>身体合併症患者も対象とするよう促すことについて検討すべきである。</u>
 - さらに、一般病床における身体合併症患者の診療体制を確保する観点から、 精神疾患と急性期の身体疾患を併せ持つ患者に対する精神科リエゾン診療の 充実について検討すべきである。(再掲)

また、一般救急医療機関に搬送された重篤な身体合併症を有する精神疾患患者への診療体制を確保する観点から、救命救急センター等における精神医療の確保や、救命救急センター等から他の総合病院等の精神科医療機関への転院の円滑化のための方策についても検討すべきである。

- イ 精神科医療施設の精神科救急医療体制における機能
 - 〇 再診や比較的軽症の外来患者への対応など、一次的な救急医療について、診療所を含めた地域の精神科医療施設が自ら役割を担うとともに、情報窓口の整備・周知等を図り、夜間休日を含めた精神医療へのアクセスの確保を図るべきである。
 - 常時対応型施設については、救命救急センターを参考に、施設の機能評価を 行い、機能の向上を図るべきである。そのための指標の作成を進めるべきで ある。
 - 総合病院精神科における精神病床の確保とともに、その機能の充実を図るための方策について検討すべきである。(再掲)

下線は本検討会事務局により加筆

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/s0924-2.html